○国土交通省令第三十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（乗務等の記録） **第八条**　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 一～五　（略） 六　車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　貨物の積載状況 ロ　荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項 (1)　集貨地点等 (2)　集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時 (3)　集貨地点等に到着した日時 (4)　集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時 (5)　集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時 (6)　集貨地点等から出発した日時 七・八　（略） 2　（略）	（乗務等の記録） **第八条**　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 一～五　（略） 六　車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況 七・八　（略） 2　（略）
（適正な取引の確保） **第九条の四**　一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。	（適正な取引の確保） **第九条の四**　一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年五月三十一日

総務大臣　山本　早苗

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成25年分

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕

宮崎ケンジ後援会

国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名　宮崎　健治

公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名　宮崎　健治

資金管理団体の届出に係る公職の種類　参議院議員

報告年月日　26. 6.13

1　収入総額	2,138,000
本年収入額	2,138,000
2　支出総額	2,137,851
3　本年収入の内訳	
寄附	1,634,100
個人分	1,634,100
機関紙誌の発行その他の事業による収入	503,900
法起大会「宮崎ケンジ君を支える会」	503,900
4　支出の内訳	
経常経費	809,464
備品・消耗品費	556,239
事務所費	253,225
政治活動費	1,328,387
組織活動費	785,900
機関紙誌の発行その他の事業費	542,487
宣伝事業費	38,587
その他の事業費	503,900
5　寄附の内訳	
〔個人分〕	
親川　智行	100,000 大阪市
谷田　尚久	100,000 大阪市
上田　昭雄	100,000 大阪市
松田　憲二	100,000 大阪市
年間五万円以下のもの	1,234,100

平成25年分

〔その他の政治団体〕

政治結社護國會

報告年月日　29. 2. 8

1　収入総額	0
2　支出総額	0

日本水を守る会

報告年月日　29. 2. 8

1　収入総額	0
2　支出総額	0